

議第 28 号議案

議案第 82 号 新座市営墓園条例の一部を改正する条例の修正案

上記の修正案を、地方自治法第 115 条の 3 及び新座市議会会議規則第 17 条の規定により、別紙のとおり提出する。

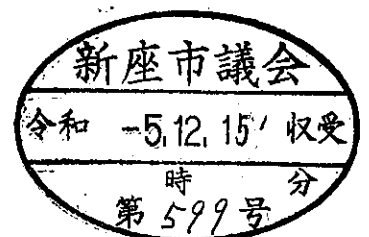
令和 5 年 12 月 15 日

新座市議会議長 白井 忠雄 様

発議者 新座市議会議員 黒田美樹
賛成者 菅原 進
嶋田 好枝
小野 大輔
石島 陽子
小野 由美子

提 案 理 由

市営墓園をより使用しやすくするため、この案を提出する。



議案第 82 号 新座市営墓園条例の一部を改正する条例の修正案

改正後の第 33 条の規定に次のただし書を加える。

ただし、自己又は親族の焼骨については、複数体でも 1 体とみなす。